

会計年度任用職員の職種と給与体系について

1 会計年度任用職員の職種と時給

①放課後児童支援員

支援員資格がある者のうち、児童館勤務を含めて1日7.5時間勤務の者

【時給1,436円～1,487円】

②補助放課後児童支援員

支援員資格がある者のうち、①以外の者

【時給1,361円～1,393円】

③補助児童厚生員

①②以外の者

【時給1,321円～1,351円】

2 期末勤勉手当

次に掲げる要件を満たす者に支給します。

- ・基準日(以前1月以内)に在職している職員
 - ・任期が6月以上である職員
 - ・1週間あたりの平均勤務時間が15.5時間以上である職員
- ※基準日・・・6月賞与の基準日：6月1日、12月賞与の基準日：12月1日

≪支給率≫

- ・6月期 期末手当 126.25/100 勤勉手当106.25/100
- ・12月期 期末手当 126.25/100 勤勉手当106.25/100

3 通勤に係る費用弁償

①交通機関(電車・バス等)利用者や交通用具(自動車・バイク・自転車等)利用者に対して、あらかじめ定められた基準に基づき支給します。

②駐車場に係る費用弁償(R8新規)

通勤のために常例として駐車場等を利用している場合であって、交通用具(自転車を除く)の利用により通勤に係る費用弁償が支給されるときに支給対象となります。なお、1か月当たりの上限は5,000円です。

- ・駐車場等の料金を月額で負担している場合

$$\text{駐車場等の料金の月額} \div 21 = \text{駐車場等の料金の日額 (小数点以下切上げ)}$$

$$\text{駐車場等の料金の日額} \times \text{通勤所要回数}$$

$$= \text{駐車場等に係る費用弁償} \text{ を毎月支給 (上限：駐車場等の料金の月額)}$$
- ・駐車場等の料金を日額で負担している場合

$$\text{駐車場等の料金の日額} \times \text{通勤所要回数} = \text{駐車場等に係る費用弁償} \text{ を毎月支給}$$